

大学・公設試験研究機関との共同研究開発補助事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北見市産業振興支援制度要綱(以下「要綱」という。)に基づき、産学官共同研究開発補助事業の実施に必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 対象となる事業は、市内の大学・公益法人の技術シーズ・知見を活用して事業化に結びつく製品等の研究開発を対象とする。

2 補助対象事業の期間は、補助金交付決定後から3月31日までとする。

(補助事業への応募)

第3条 補助事業への応募に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 応募様式1(申込書)
- (2) 応募様式2(資金収支計画書)
- (3) 応募様式3(経費調書、収入調書)
- (4) 応募様式4(工程表)

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書(滞納なし証明)
- (2) 企業等にとっては登記簿謄本(写し可)、団体にとっては規約と名簿、個人にとっては住民票
- (3) その他必要と認めたもの

(補助金の限度額等)

第4条 第2条に規程する事業に対する補助金の額は100万円を上限とし、予算の範囲内において評価委員会で決定する。

- (1) 同一事業に対する補助金交付は1回限りとする。
- (2) 同一事業者に対する補助金交付は3回までとする。ただし、大学及び公設試験研究機関は除く。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、北見市補助金等交付規則(平成18年北見市規則第67号、以下「補助金規則」という。)に定める様式第1号により申請するものとする。

2 前項における補助金の交付決定、実績報告、額の確定等の手続及びこれらに使用する書類の様式については、補助金規則の定めによるものとする。

(知的財産権等)

第6条 本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、申請者(市内中小企業者等、及び大学・公設試験研究機関)は速やかに市長、及び相互に通報しなければならない。

2 本研究の実施により得られる知的財産権の申請者(市内中小企業者等、及び大学・公設試験研究機関)それぞれの持分の帰属等については、相互に協議するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。